

第5章 計画の推進体制

県、市町、歯科保健医療関係者が連携のもと、それぞれの役割を果たしながら、歯・口腔の健康づくりを推進し、「健康やまぐち 21 歯科保健分科会」において、取組の状況や目標達成状況などの進行管理を行います。

(推進体制のイメージ)

